

| | |
|--------------|---|
| Title | 「活動」からみる評議会制と政党制 |
| Author(s) | 志水, 凜 |
| Citation | 若手研究者フォーラム要旨集. 2021, 3, p. 10-13 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/79337 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「活動」からみる評議会制と政党制

哲学哲学史 博士前期課程 1 年

志水 凜

はじめに

本発表では 20 世紀の政治理論家、ハンナ・アーレント(1906-1975)の評議会制論を取り上げる。全体主義体制批判から出発するアーレントは、「活動 (action)」という概念を政治的な自由と結びつけ、その重要性を説いた。そして「活動」が可能な場の例としてあげられるのが共和政における評議会である。本稿では、『革命について』(1963)にみられる評議会制論を「活動」概念を通して理解し、その中で言及されるもう一つの政治体制である政党制と評議会制の比較を試みる。そして両者の比較から、アーレントの政治観についての考察を行なう。

1. 「活動」とは

本題に入る前に、まず「活動」概念について触れておく。主著『人間の条件』(1958)では主に 3 つの人間の活動力が語られる。その中でも「活動」は、生命維持としての消費行為である「労働 (labor)」、形あるモノを製作する「仕事 (work)」と区別され、「物あるいは事柄の介入なしに直接人と人との間で行なわれる唯一の活動力」(HC7: 二〇)¹であると定義される。「活動」の具体例は行為と言論であり、それは多数の人間がいる空間である公的領域で行なわれなければならない。その模範は古代ギリシアのポリスである。ポリスという公的領域において市民は、自由に議論し合いながら政治的な営みを行っていた。そしてアーレントは「活動」のうち、特に言論を「自分がだれであるかを示し、そのユニークな人格的アイデンティティを積極的に明らかに」(HC179: 二九一)するものとして重視している。以上のように、彼女が掲げる政治の理想形は、平等な市民が集まり、それぞれが行為や言論を通して自由に自分を表明することができる直接民主主義のシステムであった。

¹ 本文中のアーレントの著作は以下のように略記し、引用の際は著書の略号とページ数、邦訳の頁数を併記する。原書のページ数はアラビア数字、邦訳書の頁数は漢数字で表す。

HC: Hannah Arendt, *The Human Condition*, 2nd edition, The University of Chicago Press, 1998
[初版 1958] (邦訳: ハンナ・アレント著, 志水速雄訳, 『人間の条件』ちくま学芸文庫, 1994 年)

OR: Hannah Arendt, *On Revolution*, Penguin Classics, 2006 [初版 1963・第二版 1965]
(邦訳: ハンナ・アレント著, 志水速雄訳, 『革命について』ちくま学芸文庫, 1995 年)

2. 評議会制について

ポリスの例に倣い、アーレントが実践的な「活動」の場として取り上げるのが評議会である。『革命について』では主にフランス革命で見られたパリ・コミューンやロシア革命で生じたソヴィエト、1918年のドイツのレーテ、そして1956年のハンガリー革命における評議会に触れながら、これらを新しい政治体制の萌芽として賞賛している。

アーレントが評議会制を評価する点は大きく二つ挙げられる。一つは「評議会は、政党とちがって、必ず革命そのもののなかで出現しており、活動と秩序の自発的機関として人民から発生した」（OR263：四二九）ということだ。ソヴィエトやレーテなどの評議会は労働者や兵士が自主的に集まることで始まり、まさに草の根的な性格を持っている。そしてもう一つは、評議会が「明らかに自由の空間」（OR256：四二〇）であったことである。この「自由」は、束縛や強制からの自由に止まらず、つまり自ら積極的に公的領域へ参加して「活動」という意味を持つ。評議会の人々は「そのいっさいの結果が歓迎されるような共和国の基礎をつくり、侵略と内乱の時代を永遠に終らせる唯一の政府を樹立すること」（OR256：四二〇）を目的とし、そこには「新しい秩序を確立したいという彼らの熱望」（OR255：四一八）があった。彼らは、国の公的問題への全市民の直接参加という新たな秩序を可能にする政府を樹立するという目的に向けて、自由に議論を重ねたと考えられる。

しかしこうした評議会の行く末は、同じく革命を牽引してきた政党勢力との権力闘争に敗北したため、どれも成功したとは言い難い。実際、評議会は一瞬だけ真実となったロマンティックな夢であり、初めから失敗の運命にあったとする現実主義者もいた²。そして彼らが支持する政治体制が、代議政治としての政党制である。

3. 政党制について

政党制に関して、アーレントはまずアメリカとイギリスの二大政党制とその他欧州に見られる多党制とを分けて考察している。この二大政党制は、「独裁的、寡頭制的な構造、内部的な民主主義と自由の欠如」（OR260：四二五）といった欧州の近代的政党の特徴を欠いていることから、比較的安定した政治体制であることはアーレントも認めている。政党制は評議会制と同様、革命時に見られる政治体制であるが、革命において人民が自ら公的領域へと参加するために生まれた制度ではないとアーレントは見なしており³、そこから生じる全ての政党制の欠点を以下のように述べる。

² OR255：四一八－四一九

³ 「世襲的なものであれ代表制のものであれ、とにかくどんなかたちの議会にもつきもののフアクション党派とは区別されたものとしての政党が、革命のなかで生まれてきたことは今まで一度もない。それは二十世紀に見られるように革命に先立って生まれたか、あるいは、普通選挙権の拡張とともに発展してきたものであった。」（OR263：四二九）

……それが達成したのはせいぜい被支配者による支配者にたいするある程度のコントロールであって、市民が公的問題の「参加者」になることができなかったというのもまた事実である。市民が望みうることは、せいぜい「代表される」ということである。(OR260：四二五－四二六)

この制度では人民は投票という行為で政党に支持を与えることはできるが、活動は依然として政府の特権であるというのだ。

だが、人民は選挙で自身の考えを投票という行為によって明らかにしているのだから、投票行為を「活動」とみなしてもよいのではないか。しかしアーレントの答えは否である。それは彼女の「意見 (opinions)」についての定義から読みとることができる。

意見は、公然たる議論と公的な論争の過程で形成されるものであるから、意見を形成する機会の存在しないところでは、大衆の気分と個人気分という、どちらも同じように移り気で信頼のできない気分があるだけで、意見は存在しない。(OR260-261：四二六)

与えられた選択肢を選ぶだけでは自らの意見はそもそも存在せず、それが公的な場で言論として姿を現さない限り、そこ存在するのは気分だけである。つまり政党制では市民が公的問題に「活動」＝言論を通して参加する余地が与えられておらず、したがって政党制下の民主主義は「人民の福祉と私的幸福をその主たる目的にしているという意味で民主主義的である。しかし同時に、公的幸福⁴と公的自由がふたたび少数者の特権となっているという意味で寡頭制的と呼びうるのである。」(OR261：四二七)

4. アーレントが政治に求めるもの

人民の自発的な集まりから始まった評議会制は、人民一人ひとりが参加できる公的領域を保ち続けることを目的としながら、自らの言葉で意見を述べることのできる「活動」の空間であった。一方、政党制は市民に投票権を与えながらも、「活動」については自分たちの代表者である政治家らに委ねることになる。

ではアーレントはなぜ、一貫して人民が自分自身で「活動」することにこだわり続けるのか。その背後にある彼女の政治に対する根本的な思想が、以下のエリート論に見られる。

私が「エリート」という言葉に反対しているのは、この用語が、寡頭制的な統治形

⁴ 公的幸福とは、私的福祉における幸福とは区別され、公的領域に入る権利から生じる自由を指して用いられる言葉である。

態、少数者による多数者の支配を、意味としてふくんでいるからである。この用語からひきだされうる唯一の結論は……政治の本質は支配関係であり、主たる政治的情念は支配し統治する情念であるということである。私は、この結論がまったく誤っているということをいいたいのである。(OR268: 四三六)

政治の本質を支配－被支配の関係とみなすことをアーレントは全面的に否定している。そして政党制が、人民から選ばれた代表者とその支持者は平等な間柄にあると主張しても、代表者の選考が上からの指示や下からの支援という構図である限り、そこに統治することを熱望する人々と統治されることに同意する人々との関係をアーレントは見てとるのである。

しかし、この政党制批判および評議会制への高い評価は問題を含んでいるのも事実であろう。M.カノヴァンが指摘するように、評議会制においては、評議会を設置しても参加しない人、参加できない人は評議会での決定に満足しなければならない。アーレントは市民になることを人民全員に強制することはせず、逆に「政治からの自由」も認めている。すると、評議会に参加する人と不参加の人との間の溝が深まり、結局政治のエリート主義に陥るのではないか。

これらの問題点について、実際にはアーレントもその実現の難しさを理解している⁵。しかしそれでも評議会制を賞する背景には、彼女の政治的理想とともに、人民に対する期待があるように思われる。「人民の政治的能力にたいする絶望というこの流行の「現実主義」は、…評議会のリアリティを無視し」(OR262-263: 四二九) ていると述べるように、アーレントは人民が自ら政治的能力を発揮する可能性を捨てていない。だからこそ、支配－被支配の関係をその本質とする政治に異議を唱え、平等な関係にある市民が自発的に「活動」することを人間の条件に位置付けるとともに、市民なら誰でも参加できる評議会という「活動」の場の重要性を説いたのではないだろうか。

おわりに

アーレントの評議会制論では、政治は市民のものであるということが度々主張される。市民が選挙権を獲得するまでの長い歴史を知っている我々は、選挙権を持っていることがすなわち政治に参加していることだ、と捉えてしまいがちだが、本当にそれだけが政治参加の形なのだろうか。とりわけ昨今の情勢下における政府の不正や失策を知れば、政治が政界にいる人々だけのものになっていることを痛感する。アーレントの「活動」論や評議会制論は、現状の凝り固まった政治観を融解させるような気づきを与えてくれる点で、意義あるものと言えるだろう。

⁵ マーガレット・カノヴァン著、寺島俊徳・伊藤洋典訳、『アレント政治思想の再解釈』未来社、2004年、p.304.